

別添

労 審 発 第 7 8 4 号

平成 2 7 年 3 月 2 日

厚生労働大臣

塩 崎 恭 久 殿

労働政策審議会

会長 樋 口 美 雄



平成 2 7 年 3 月 2 日付け厚生労働省発基 0 3 0 2 第 2 号をもって諮問のあった「子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（労働基準法施行規則の一部改正関係）」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成 27 年 3 月 2 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱（労働基準法施行規則の一部改正関係）」について

平成 27 年 3 月 2 日付け厚生労働省発基 0302 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、労働条件分科会は、下記のとおり報告する。

記

- 1 要綱については、おおむね妥当と考える。
- 2 労働者代表委員から、労働基準法における休憩時間規制は、労働者を労働時間の途中で完全に労働から解放させることにより、その精神的・肉体的疲労を回復させることを目的に設けられているところ、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者に対する休憩時間の付与が適切に行われるよう、使用者及び行政において必要な措置が講じられるべきである、との意見があった。